



事業承継税制でオトクにバトンタッチ

- 株式会社の社長さん 個人事業主のみなさん

事業承継には多額の贈与税・相続税がかかるかもしれないコトをご存知ですか？

会社を次の世代に引き継ぐには、『社長を交代すればイイ』だけではありません。社長（代表取締役）と株式（個人事業主は事業用財産）を承継する必要があります。株式とは会社そのもの、株式の所有者（＝株主）が会社の所有者です。

会社を大きくすればするほど株式の価値は上がります。価値が上がってしまった株式や土地建物といった高額な事業用財産を渡すには、たくさんの贈与税・相続税が必要になってしまいます。

そこで

事業承継税制の特例措置

事業承継に必要な贈与税・相続税を一定の要件を前提に猶予・免除してくれるものです。その申請期限が、**令和6年3月31日**に迫っています！！

無税で事業承継をする最大・最後のチャンスを見逃すことなくぜひ活用してください！！



対象になる条件を満たしているかセルフチェック！！

株式会社の社長さん

<input type="checkbox"/>	先代経営者	会社の代表取締役を経験したことがある
<input type="checkbox"/>		贈与・相続の直前に会社の筆頭株主であった
<input type="checkbox"/>		贈与後において代表取締役ではない
<input type="checkbox"/>	後継者	贈与時点で18歳以上であること
<input type="checkbox"/>		贈与を受ける時に会社の代表取締役になっている
<input type="checkbox"/>		贈与・相続により会社の筆頭株主になる
<input type="checkbox"/>	会社	贈与前3年間継続して会社の役員であった・ 相続発生時に役員 である
<input type="checkbox"/>		中小企業者であること
<input type="checkbox"/>		資産管理会社に該当しないこと
<input type="checkbox"/>	申請期限	特例承継計画をR6.3.31までに都道府県知事に提出し、確認を受けること
<input type="checkbox"/>		R9.12.31までに事業承継を完了させること

個人事業主のみなさん

<input type="checkbox"/>	先代事業主	青色申告を行っていること（青色申告特別控除55万円又は65万円が適用されている）
<input type="checkbox"/>		廃業届出書を提出していること
<input type="checkbox"/>	後継者	贈与時点で18歳以上であること
<input type="checkbox"/>		期限内に開業届出書を提出し、青色申告の承認を受けている
<input type="checkbox"/>	対象資産	贈与前3年間継続して対象事業に従事していたこと
<input type="checkbox"/>		青色申告書に記載されている一定の事業用の宅地等、建物、減価償却資産
<input type="checkbox"/>	対象事業	資産管理事業や風俗関連事業に該当しないこと
<input type="checkbox"/>	申請期限	個人事業承継計画をR6.3.31までに都道府県知事に提出し、確認を受けること
<input type="checkbox"/>		R10.12.31までに対象事業用資産等の全てを贈与・相続で取得すること

日本の産業の基盤である中小企業の事業承継は待たなしの状況ですが、現実には真逆で事業承継は遅々として進まず経営者の平均年齢は上がり続けてここでも高齢化が進んでいます。

さらに、物価が上がり、人件費が上昇し、増税も囁かれる昨今において、事業承継で納税という承継コストを支払える体力のある企業・事業主は多くありません。

国が中小企業の事業承継を後押しするために用意した最大・最後の大チャンス『無税で事業承継ができる制度』をぜひ活用して、事業そのものに活かしたお金を回してませんか？とても複雑な制度のため、関心をお持ちの方は担当者までお気軽に問い合わせくださいませ。（文責 岩間 大地）